

地区計画の区域内における行為の届出について

地区計画の区域内において、建築物の建築や土地の区画形質の変更等を行うときは、着手する 30 日前までに届出をする必要があります。(都市計画法第 58 条の 2)

1. 届出書類について

- ① 届出書類は、正本(市保管)、副本(届出者)の計 2 部を作成してください。
- ② 提出窓口は、まちづくり課都市計画室です。
- ③ 添付書類一覧

	添付書類	説明(記載内容等)
1	案内図	行為の場所を赤線で区域表示
2	配置図(土地利用計画図)	建物配置、道路面・隣地境界からの壁面位置、道路境界・隣地境界の表示、かき又はさくの詳細
3	平面図	各階平面図(1/100 以上)
4	立面図	2 面以上、高さの図示
5	委任状	代理者が届出を行うときは必要。様式は自由。
6	その他	市長が必要と認める書類(公図写し等)

※図面には、地区整備計画に定められた事項のうち、計画されている内容をもれなく記入願います。

2. 変更届について

- ① 地区計画の指定にあたり、土地利用計画、緑化計画も含めて都市計画決定をしているため、原則として、変更は認めない。ただし、建物の規模縮小や多少の配置変更は、協議により判断します。
- ② 届出事項を変更するときは、変更部分に係る行為に着手する日の 30 日前までに変更届を提出してください。なお、勧告しない旨の通知書が交付されているときは、その通知書(原本)と変更に係る図面を添付してください。
- ③ 記載にあたっては、変更に係る内容を具体的に明示してください。(変更部分について、朱書きで表示する等)

3. 行為の取下げについて

- ① 地区計画の区域内における行為取下げ届出書(様式第 3 号)に中止する届出の内容を明示してください。なお、勧告しない旨の通知書が交付されているときは、その通知書(原本)を添付してください。